



福岡県医発第 2347 号 (地)
平成 26 年 1 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

介護保険主治医意見書等に関する協力について (お願い)

福岡県介護保険広域連合では、介護認定審査会の効率化などを推進されておりますが、今般、別紙のとおり主治医意見書及び要介護等申請について要望がありました。

そこで、平成 25 年 12 月 26 日開催の本会第 28 回全理事会において協議の結果、本会といたしましても本件について協力することといたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員に対しまして、ご理解・ご協力賜りますよう周知方よろしくお願いいたします。

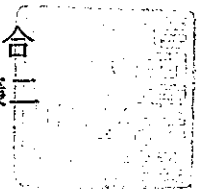
小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 蒲池 壽

25 福介連認第 43 号
平成 25 年 12 月 18 日

福岡県医師会
会長 松田 峻一良 様

福岡県介護保険広域連合
広域連合長 永原 譲二
(事業課 認定係)



介護保険主治医意見書等に関する御協力について（依頼）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、当広域連合の介護保険行政に対し、格別なる御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当広域連合では介護認定審査会の効率化などを推進しているところであります。

つきましては、別紙のとおり要望をいたしますので、貴地域医師会へのご周知ならびにご指導につきまして、御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先
本部事業課 認定係
TEL 092-643-7055
FAX 092-641-2432



1. 主治医意見書について

- 介護保険法上、要介護認定は原則として、申請日から30日以内に行われるよう定められています。このため、当広域連合においては依頼日から10日までを主治医意見書の提出期限としております。

しかしながら、提出期限を過ぎても提出がなく、電話等で催促してもすぐに提出していただけない医師の方もいらっしゃいます。

このようなことから、被保険者の権利を守る観点から、遅くとも14日以内に提出して頂きたいと考えております。

また、県の保険者指導において、申請日から30日を超過することについての指摘を毎年受けておりますので、ご協力をお願いいたします。

- 記入漏れ記載内容の誤りについて再確認ください。

意見書1の(3)傷病または特定疾病の経過及び投薬内容を含む治療の内容や5.特記すべき事項に記載のないものが多く、確認が必要とされる場合があります。審査の際の重要項目となりますので可能な限り記載をお願いします。

2. 要介護等申請について

病院からの勧めで申請される方の中に、心身状態不安定（がん末期を除く）な方がおられます。このとき、心身の状態が安定するまで調査が行えないため認定が大幅に遅延することがありますので、申請を勧める場合は、総合的な判断で行うようお願いいたします。